

収入
印紙

請 書 (工 事)

年 月 日

大泉町長 様

住 所

受注者

氏 名

印

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日 から 年 月 日まで

3 工事場所

4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の工事を次の契約条項により施工することをお請けします。

- 第1条 受注者は、頭書の工事を工期内に別冊設計書、図書及び仕様書に基づき完成すること。
- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。
- 第3条 受注者は、工事の施工に関しては、全て貴職の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 第4条 受注者は、工事の使用材料について使用前に監督員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。
- 第5条 受注者は、水中又は地下に埋設する工事や外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。
- 第6条 受注者は、工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく変更の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、契約金額の増額又は工期の延長の請求はできない。
- 第7条 受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして工期内に届け出ること。この場合において、工期後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額）を支払い、工事を完成すること。
- 第8条 受注者は、工事が完成したときは、貴職に書面で通知し、検査合格後、引渡を行うこと。
- 第9条 貴職は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 契約の履行ができないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反が軽微でないとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

ト 受注者がイからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、貴職が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により貴職が契約を解除した場合は、受注者が、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貴職の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除し、貴職に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 受注者は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る施工に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、貴職への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は工事関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、貴職への報告及び警察への届出を行わなければならない。

第11条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により工事を完成することが不可能となったとき。

(2) 貴職が契約に違反し、その違反により施工することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項2号の規定によりこの契約を解除したことによる損害があるときは、その損害を貴職に請求することができる。

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、貴職及び受注者が協議して定める。